

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年2月7日提出
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	世界ソブリン債券・日本株ファンド（毎月分配型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年8月8日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について有価証券報告書の提出に伴う関係情報の更新等を行うため、本訂正届出書を提出します。

2 【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部__は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。

なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンド状況 5 運用状況」、「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、5,000億円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	M M F	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	M R F	特殊型
		その他資産 ()		
追加型	内外	資産複合	E T F	()

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	(日本を含む)	ファンド	()	T O P I X	条件付運用型
大型株	年4回	日本	ファンド・	なし	その他	ロング・
中小型株	年6回 (隔月)	北米	オブ・		()	ショート型 /
債券	年12回 (毎月)	欧州	ファンズ			絶対収益
一般	日々	アジア				追求型
公債	その他	オセアニア				
社債	()	中南米				
その他債券		アフリカ				
クレジット		中近東				
属性		(中東)				
()		エマージング				
不動産投信						
その他資産						
()						
資産複合(債券、その他資産 (投資信託証券 (株式)))						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信(リート)	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF(マネー・マネージメント・ファンド)	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF(マネー・リザーブ・ファンド)	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家(受益者)に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したもので

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

	公債	信託約款において、日本国または各國の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（B B B格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（B B格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ペア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したもので

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

先進国のソブリン債券および日本株を実質的な主要投資対象とし、分散投資により、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

ファンドの特色

特色 1

2つの資産に分散投資

- 先進国のソブリン債券と日本株に投資することで、分散投資を図り、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。
- 先進国のソブリン債券と日本株への投資比率は、安定的な分配原資を確保するための利子収入に配慮しつつ、各資産に対する中期的な市況見通し等に基づいて決定します。
- 組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

□ ソブリン債券とは、各国政府や政府機関等が発行または保証する債券の総称です。また、世界銀行などの国際機関が発行する債券もソブリン債券と呼ばれます。なお、ファンドにおいて、国際機関が発行するソブリン債券は、当該債券の通貨建てにより地域を分類します。

先進国ソブリン債券運用について

- 主に北米(米国・カナダ)、欧州、オセアニア(オーストラリア・ニュージーランド)の3地域のソブリン債券に分散投資します。各地域への投資比率は概ね**3分の1程度**とします。
 - 投資する国債以外の債券は、原則として**A-格相当以上**の信用格付けを有するものとします。
- 格付けはS&Pグローバル・レーティング(S&P)とムーディーズ・インベスター・サービス(Moody's)のうち、最も低い格付けがA-格相当以上とします。ただし、国債についてはA-格相当未満であっても投資することができます。

＜地域別資産配分イメージと投資対象国＞

[欧州地域の投資対象国と信用格付け]

	S&P	Moody's
アイルランド	AA-	A1
イギリス	AA	Aa3
イタリア	BBB	Baa3
オーストリア	AA+	Aa1
オランダ	AAA	Aaa
スウェーデン	AAA	Aaa
スペイン	A	Baa1
デンマーク	AAA	Aaa
ドイツ	AAA	Aaa
ノルウェー	AAA	Aaa
フィンランド	AA+	Aa1
フランス	AA	Aa2
ベルギー	AA	Aa3
ポーランド	A	A2



2022年11月末現在

	S&P	Moody's
アメリカ	AA+	Aaa
カナダ	AAA	Aaa

	S&P	Moody's
オーストラリア	AAA	Aaa
ニュージーランド	AAA	Aaa

■ 上記格付けは2022年11月末現在の国債の自国通貨建長期信用格付けです。今後、各国の政治経済環境により格付けは変更されることがあります。また、上記評価は過去の実績・状況であり、将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。

(出所)ブルームバーグ社のデータより三菱UFJ国際投信作成

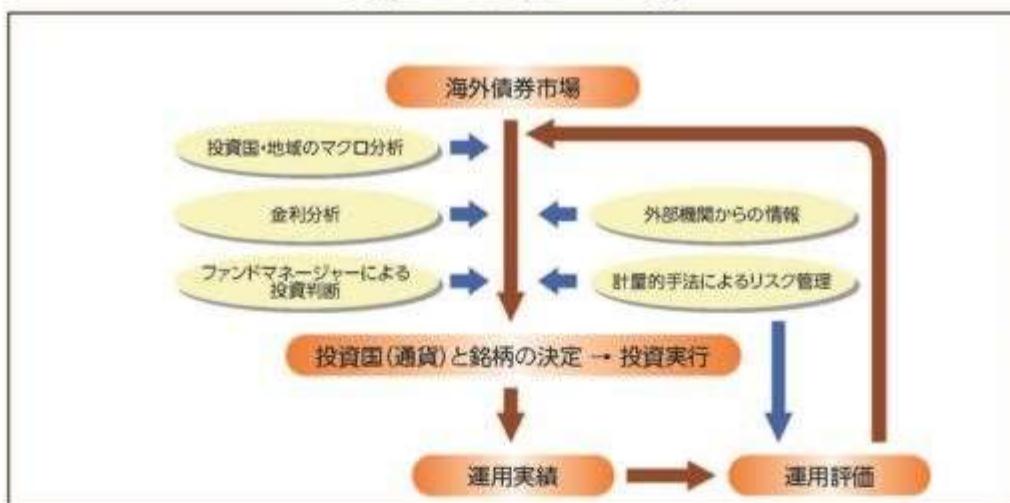
＜信用格付けとファンドの投資対象＞

□ 信用格付けとは、債券の中長期的な元本・利子の支払いの確実性の度合いについてランク付けしたもので、これは、アルファベットを使った簡単な記号で表現されており、世界各国、産業別の債券について比較しやすいため、広く利用されています。

高 い ↑ ↑ 信用力 ↓ 低 い	S&P	Moody's	ファンドの投資対象
	AAA AA A	Aaa Aa A	投資適格格付け
	BBB	Baa	
	BB	Ba	
	CCC	Caa	投機的格付け
	CC	Ca	
	C	C	
	D	-	

S&PのAAからCCCまでの格付けには「+」、Moody'sのAaからCaaまでの格付けには「1, 2, 3」という付加記号を省略して表示しています。

<運用プロセス(イメージ図)>



■ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

日本株運用について

- わが国の株式(金融商品取引所上場株式等)を主要投資対象とします。
- 株価が割安と判断され、かつ利益の成長と改善が期待できる企業の株式を厳選して投資します。
 - ◆ 資産・利益などと比較して株価が割安と判断され、かつ、優れたマネジメント力で継続的な利益成長や企業再生・復活が期待できる銘柄を中心に厳選し投資します。



<銘柄選定の着眼点>

- ・グループ企業も含めた総合的な収益力
- ・時価で評価した保有資産の価値
- ・キャッシュ・リッチ企業(国際優良企業など)

■ 上記は銘柄選定の視点を示したものであり、実際にファンドで投資する銘柄が常に上記の条件を満たすわけではありません。また、こうした企業が必ず利益成長を達成し、株価が上昇するわけではなく、環境によっては業績が悪化し、株価が下落することがある点にご留意ください。

- 東証株価指数(TOPIX)をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざします。
- 東証株価指数(TOPIX)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指數値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指數の算出、指數値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
- ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。
- 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧いただけます。

特色2

毎月の安定分配

- 原則として毎月8日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、毎月の安定分配をめざします。
- 日本を除く先進国のソブリン債券からの利子収入に加え、ソブリン債券と日本株の値上がり益(為替差益を含む。)を主な分配原資とします。
- 分配原資(経費控除後)から、毎月安定的に分配金をお支払いすることをめざします。ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



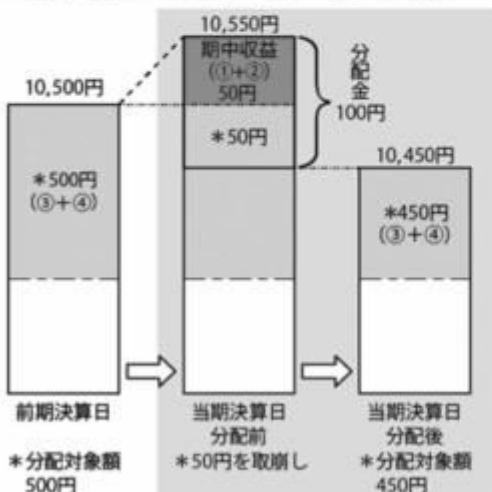
◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

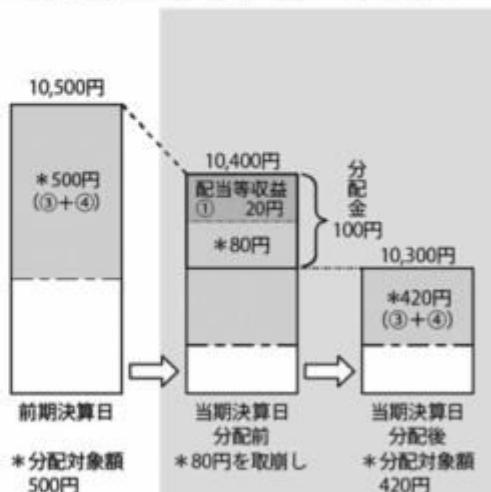
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



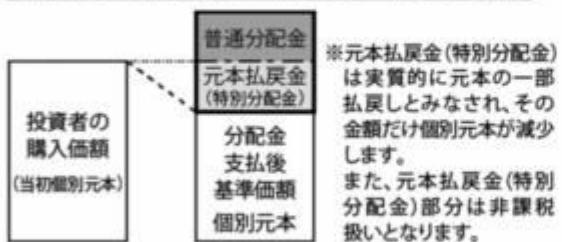
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

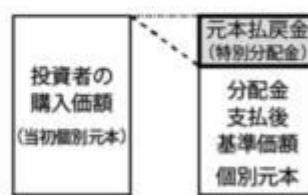
収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



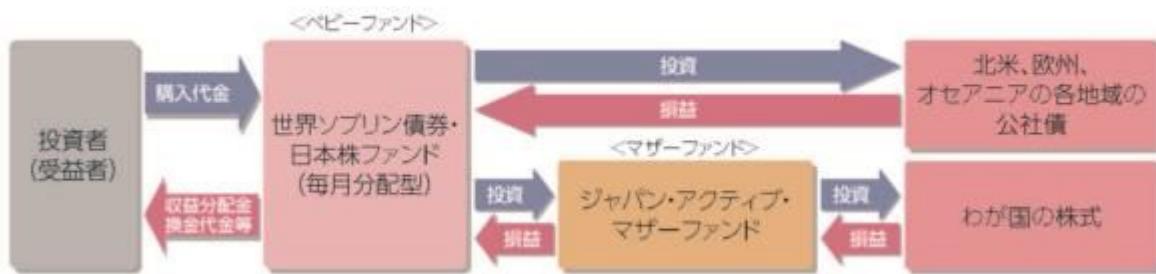
普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照ください。

■ファンドの仕組み

日本株運用については、主にジャパン・アクティブ・マザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



■主な投資制限

株式	株式への実質投資割合に制限を設けません。
株式の一銘柄制限	同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

<信用格付会社等の提供する格付け等の情報について>

本書において格付等の情報を提供する信用格付会社等の第三者は、格付等の情報についての正確性、完全性、適時性または入手可能性を保証するものではなく、理由の如何を問わず、過失その他のによる誤り若しくは脱漏またはかかる内容を利用して得られた結果についての責任を負いません。第三者たる内容提供者は、市場性または特定の目的や利用への適合性についての保証を含め(これに限られません。)、明示默示を問わずいかなる保証も行わず、本書において提供されている情報の内容の利用に関して、直接、間接、付隨的、懲戒的、補償的、懲罰的、特別的若しくは結果的に生じた損害、費用、経費、弁護士費用または損失(逸失利益若しくは収益および機会費用を含みます。)について、いかなる責任または債務も負わないことをここに明示します。信用格付は意見の表明であり、事実の表明でも、またいかなる金融商品の購入、保有または売却を勧奨するものではありません。信用格付は金融商品の適格性や金融商品が投資目的に合致していることを示すものではなく、投資助言として依拠すべきものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（3）【ファンドの仕組み】

<訂正前>

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人にに関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況(2022年5月末現在)

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
 - 1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
 - 2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
 - 2005年10月 三菱投信株式会社とユーワフェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
 - 2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- ・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

<訂正後>

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人にに関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況(2022年11月末現在)

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革

1997年5月	東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月	東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月	三菱投信株式会社とユーワフェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015年7月	三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
・大株主の状況	

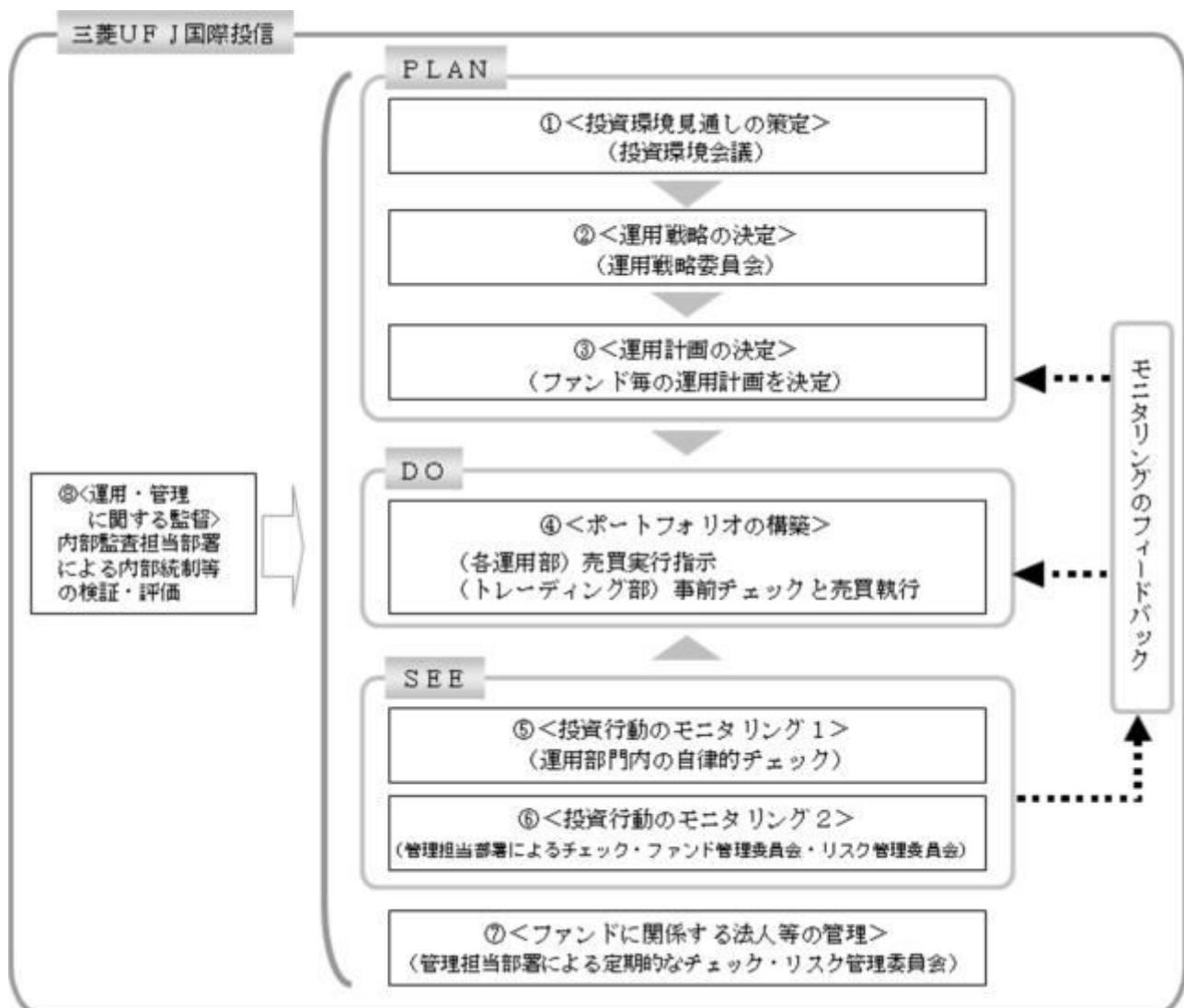
株主名

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

(3)【運用体制】

<更新後>



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、②で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

3 【投資リスク】

<更新後>

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け株式や公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等

の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式や公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指標について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ペイ・チャーマーで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指數値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指數の算出、指數値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指數の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指數の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指數を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤認、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他の一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファード	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファードとは、JPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指數で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指數の著作権はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4 【手数料等及び税金】

(5) 【課税上の取扱い】

<訂正前>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元

本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2022年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<訂正後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となりま

す。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2022年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【世界ソブリン債券・日本株ファンド（毎月分配型）】

（1）【投資状況】

令和4年11月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	679,786,821	21.14
	オーストラリア	627,395,103	19.51
	スペイン	175,893,763	5.47
	ドイツ	172,531,655	5.37
	フランス	147,540,737	4.59
	イタリア	125,092,280	3.89
	ニュージーランド	82,721,242	2.57
	イギリス	66,540,256	2.07
	カナダ	16,000,672	0.50
	ポーランド	8,370,589	0.26
	スウェーデン	3,976,785	0.12
	ノルウェー	3,562,147	0.11
小計		2,109,412,050	65.60
親投資信託受益証券	日本	1,024,636,058	31.87
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		81,399,896	2.53
純資産総額		3,215,448,004	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2）【投資資産】

ノルウェー	国債証券	1.375 NORWE GOVT 300819	130,000	1,193.44	1,551,472	1,225.02	1,592,527	1.375000	2030/8/19	0.05
-------	------	----------------------------	---------	----------	-----------	----------	-----------	----------	-----------	------

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和4年11月30日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	65.60
親投資信託受益証券	31.87
合計	97.47

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年11月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位:円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第88計算期間末日 (平成24年12月10日)	14,253,166,142	14,306,105,173	6,731	6,756
第89計算期間末日 (平成25年1月8日)	15,034,015,328	15,086,130,958	7,212	7,237
第90計算期間末日 (平成25年2月8日)	15,927,364,973	15,978,634,338	7,767	7,792
第91計算期間末日 (平成25年3月8日)	15,937,507,458	15,987,943,796	7,900	7,925
第92計算期間末日 (平成25年4月8日)	16,461,506,502	16,510,668,168	8,371	8,396
第93計算期間末日 (平成25年5月8日)	16,350,106,145	16,397,476,250	8,629	8,654
第94計算期間末日 (平成25年6月10日)	14,898,624,142	14,943,866,198	8,233	8,258
第95計算期間末日 (平成25年7月8日)	14,867,008,029	14,911,649,601	8,326	8,351
第96計算期間末日 (平成25年8月8日)	14,011,643,560	14,054,914,309	8,095	8,120
第97計算期間末日 (平成25年9月9日)	13,989,085,603	14,031,708,345	8,205	8,230
第98計算期間末日 (平成25年10月8日)	13,663,291,446	13,704,942,425	8,201	8,226
第99計算期間末日 (平成25年11月8日)	13,523,829,461	13,564,480,253	8,317	8,342
第100計算期間末日 (平成25年12月9日)	13,527,254,497	13,566,059,836	8,715	8,740
第101計算期間末日 (平成26年1月8日)	12,714,940,720	12,750,786,108	8,868	8,893

第186計算期間末日	(令和3年2月8日)	3,830,941,660	3,837,120,584	9,300	9,315
第187計算期間末日	(令和3年3月8日)	3,762,888,958	3,769,003,460	9,231	9,246
第188計算期間末日	(令和3年4月8日)	3,768,137,504	3,774,135,348	9,424	9,439
第189計算期間末日	(令和3年5月10日)	3,732,220,360	3,738,149,870	9,441	9,456
第190計算期間末日	(令和3年6月8日)	3,710,200,066	3,716,076,239	9,471	9,486
第191計算期間末日	(令和3年7月8日)	3,632,109,614	3,637,907,507	9,397	9,412
第192計算期間末日	(令和3年8月10日)	3,581,928,449	3,587,671,792	9,355	9,370
第193計算期間末日	(令和3年9月8日)	3,638,017,592	3,643,725,313	9,561	9,576
第194計算期間末日	(令和3年10月8日)	3,524,748,632	3,530,423,626	9,317	9,332
第195計算期間末日	(令和3年11月8日)	3,592,036,702	3,597,676,472	9,554	9,569
第196計算期間末日	(令和3年12月8日)	3,501,516,294	3,507,132,853	9,351	9,366
第197計算期間末日	(令和4年1月11日)	3,436,331,817	3,441,866,140	9,314	9,329
第198計算期間末日	(令和4年2月8日)	3,347,892,573	3,353,408,637	9,104	9,119
第199計算期間末日	(令和4年3月8日)	3,229,477,894	3,234,954,191	8,846	8,861
第200計算期間末日	(令和4年4月8日)	3,350,190,908	3,355,638,266	9,225	9,240
第201計算期間末日	(令和4年5月9日)	3,275,759,205	3,281,152,054	9,111	9,126
第202計算期間末日	(令和4年6月8日)	3,363,543,207	3,368,904,191	9,411	9,426
第203計算期間末日	(令和4年7月8日)	3,262,972,158	3,268,311,059	9,168	9,183
第204計算期間末日	(令和4年8月8日)	3,313,366,886	3,318,693,194	9,331	9,346
第205計算期間末日	(令和4年9月8日)	3,320,955,253	3,326,246,533	9,414	9,429
第206計算期間末日	(令和4年10月11日)	3,136,848,620	3,142,117,464	8,930	8,945
第207計算期間末日	(令和4年11月8日)	3,225,614,147	3,230,859,947	9,223	9,238
	令和3年11月末日	3,473,332,915		9,268	
	12月末日	3,492,156,869		9,414	
	令和4年1月末日	3,342,096,128		9,077	
	2月末日	3,290,096,078		8,987	
	3月末日	3,406,438,876		9,376	
	4月末日	3,330,671,522		9,263	
	5月末日	3,304,278,644		9,241	
	6月末日	3,269,273,953		9,176	
	7月末日	3,319,870,311		9,345	
	8月末日	3,268,433,889		9,259	
	9月末日	3,151,040,963		8,963	
	10月末日	3,262,550,090		9,302	
	11月末日	3,215,448,004		9,237	

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第88計算期間	25円
第89計算期間	25円
第90計算期間	25円

第91計算期間	25円
第92計算期間	25円
第93計算期間	25円
第94計算期間	25円
第95計算期間	25円
第96計算期間	25円
第97計算期間	25円
第98計算期間	25円
第99計算期間	25円
第100計算期間	25円
第101計算期間	25円
第102計算期間	25円
第103計算期間	25円
第104計算期間	25円
第105計算期間	25円
第106計算期間	25円
第107計算期間	25円
第108計算期間	25円
第109計算期間	25円
第110計算期間	25円
第111計算期間	25円
第112計算期間	25円
第113計算期間	25円
第114計算期間	25円
第115計算期間	25円
第116計算期間	25円
第117計算期間	25円
第118計算期間	25円
第119計算期間	25円
第120計算期間	25円
第121計算期間	25円
第122計算期間	25円
第123計算期間	25円
第124計算期間	25円
第125計算期間	25円
第126計算期間	25円
第127計算期間	25円
第128計算期間	25円
第129計算期間	25円
第130計算期間	25円
第131計算期間	25円
第132計算期間	25円
第133計算期間	25円

第134計算期間	25円
第135計算期間	25円
第136計算期間	25円
第137計算期間	25円
第138計算期間	25円
第139計算期間	25円
第140計算期間	25円
第141計算期間	25円
第142計算期間	25円
第143計算期間	25円
第144計算期間	25円
第145計算期間	25円
第146計算期間	25円
第147計算期間	25円
第148計算期間	25円
第149計算期間	25円
第150計算期間	25円
第151計算期間	25円
第152計算期間	25円
第153計算期間	25円
第154計算期間	25円
第155計算期間	25円
第156計算期間	25円
第157計算期間	25円
第158計算期間	25円
第159計算期間	25円
第160計算期間	25円
第161計算期間	25円
第162計算期間	25円
第163計算期間	25円
第164計算期間	25円
第165計算期間	25円
第166計算期間	25円
第167計算期間	25円
第168計算期間	15円
第169計算期間	15円
第170計算期間	15円
第171計算期間	15円
第172計算期間	15円
第173計算期間	15円
第174計算期間	15円
第175計算期間	15円
第176計算期間	15円

第177計算期間	15円
第178計算期間	15円
第179計算期間	15円
第180計算期間	15円
第181計算期間	15円
第182計算期間	15円
第183計算期間	15円
第184計算期間	15円
第185計算期間	15円
第186計算期間	15円
第187計算期間	15円
第188計算期間	15円
第189計算期間	15円
第190計算期間	15円
第191計算期間	15円
第192計算期間	15円
第193計算期間	15円
第194計算期間	15円
第195計算期間	15円
第196計算期間	15円
第197計算期間	15円
第198計算期間	15円
第199計算期間	15円
第200計算期間	15円
第201計算期間	15円
第202計算期間	15円
第203計算期間	15円
第204計算期間	15円
第205計算期間	15円
第206計算期間	15円
第207計算期間	15円

【收益率の推移】

	收益率(%)
第88計算期間	5.38
第89計算期間	7.51
第90計算期間	8.04
第91計算期間	2.03
第92計算期間	6.27
第93計算期間	3.38
第94計算期間	4.29

第95計算期間	1.43
第96計算期間	2.47
第97計算期間	1.66
第98計算期間	0.25
第99計算期間	1.71
第100計算期間	5.08
第101計算期間	2.04
第102計算期間	2.74
第103計算期間	1.91
第104計算期間	0.72
第105計算期間	0.04
第106計算期間	2.23
第107計算期間	1.09
第108計算期間	1.12
第109計算期間	3.67
第110計算期間	0.00
第111計算期間	5.42
第112計算期間	6.22
第113計算期間	2.08
第114計算期間	0.97
第115計算期間	1.66
第116計算期間	2.40
第117計算期間	0.56
第118計算期間	3.02
第119計算期間	2.81
第120計算期間	3.58
第121計算期間	8.49
第122計算期間	3.24
第123計算期間	2.15
第124計算期間	0.81
第125計算期間	6.05
第126計算期間	1.07
第127計算期間	2.31
第128計算期間	2.28
第129計算期間	0.70
第130計算期間	1.63
第131計算期間	6.49
第132計算期間	2.37
第133計算期間	1.65
第134計算期間	0.07
第135計算期間	0.39
第136計算期間	6.02
第137計算期間	1.56

第138計算期間	1.63
第139計算期間	0.93
第140計算期間	1.75
第141計算期間	2.95
第142計算期間	0.06
第143計算期間	2.64
第144計算期間	0.66
第145計算期間	0.48
第146計算期間	2.70
第147計算期間	3.11
第148計算期間	0.62
第149計算期間	2.64
第150計算期間	4.68
第151計算期間	2.35
第152計算期間	0.77
第153計算期間	0.49
第154計算期間	0.22
第155計算期間	0.83
第156計算期間	0.19
第157計算期間	2.53
第158計算期間	1.55
第159計算期間	0.43
第160計算期間	1.68
第161計算期間	3.28
第162計算期間	1.32
第163計算期間	1.50
第164計算期間	2.09
第165計算期間	1.57
第166計算期間	0.49
第167計算期間	0.77
第168計算期間	2.21
第169計算期間	1.69
第170計算期間	0.68
第171計算期間	2.52
第172計算期間	0.38
第173計算期間	0.19
第174計算期間	1.34
第175計算期間	8.22
第176計算期間	0.65
第177計算期間	1.59
第178計算期間	7.97
第179計算期間	1.01
第180計算期間	1.83

第181計算期間	0.70
第182計算期間	0.72
第183計算期間	0.48
第184計算期間	2.61
第185計算期間	2.73
第186計算期間	1.07
第187計算期間	0.58
第188計算期間	2.25
第189計算期間	0.33
第190計算期間	0.47
第191計算期間	0.62
第192計算期間	0.28
第193計算期間	2.36
第194計算期間	2.39
第195計算期間	2.70
第196計算期間	1.96
第197計算期間	0.23
第198計算期間	2.09
第199計算期間	2.66
第200計算期間	4.45
第201計算期間	1.07
第202計算期間	3.45
第203計算期間	2.42
第204計算期間	1.94
第205計算期間	1.05
第206計算期間	4.98
第207計算期間	3.44

(注)「收益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第88計算期間	10,626,794	567,059,727	21,175,612,570
第89計算期間	10,006,001	339,366,266	20,846,252,305
第90計算期間	10,425,787	348,932,010	20,507,746,082
第91計算期間	14,796,629	348,007,194	20,174,535,517
第92計算期間	8,598,565	518,467,526	19,664,666,556
第93計算期間	8,903,102	725,527,269	18,948,042,389
第94計算期間	26,044,556	877,264,470	18,096,822,475
第95計算期間	6,177,704	246,371,055	17,856,629,124
第96計算期間	12,775,539	561,104,761	17,308,299,902
第97計算期間	8,506,559	267,709,588	17,049,096,873

第98計算期間	27,348,311	416,053,514	16,660,391,670
第99計算期間	7,945,836	408,020,600	16,260,316,906
第100計算期間	9,319,240	747,500,473	15,522,135,673
第101計算期間	8,966,417	1,192,946,759	14,338,155,331
第102計算期間	8,959,092	309,765,741	14,037,348,682
第103計算期間	3,541,983	195,863,013	13,845,027,652
第104計算期間	3,911,151	421,635,461	13,427,303,342
第105計算期間	9,719,303	275,340,690	13,161,681,955
第106計算期間	3,488,472	352,320,994	12,812,849,433
第107計算期間	3,979,120	347,376,495	12,469,452,058
第108計算期間	3,344,872	387,599,440	12,085,197,490
第109計算期間	5,236,346	348,999,383	11,741,434,453
第110計算期間	2,931,716	330,415,659	11,413,950,510
第111計算期間	4,492,926	423,548,714	10,994,894,722
第112計算期間	2,564,867	491,999,239	10,505,460,350
第113計算期間	3,418,608	311,679,466	10,197,199,492
第114計算期間	2,711,980	154,153,143	10,045,758,329
第115計算期間	2,629,563	200,887,814	9,847,500,078
第116計算期間	2,632,304	223,603,714	9,626,528,668
第117計算期間	2,268,572	220,032,159	9,408,765,081
第118計算期間	2,314,808	350,937,746	9,060,142,143
第119計算期間	2,166,881	153,352,905	8,908,956,119
第120計算期間	4,552,489	207,076,258	8,706,432,350
第121計算期間	2,166,659	164,338,692	8,544,260,317
第122計算期間	5,362,322	81,873,663	8,467,748,976
第123計算期間	2,077,621	94,662,840	8,375,163,757
第124計算期間	2,031,216	106,856,009	8,270,338,964
第125計算期間	2,119,265	86,344,323	8,186,113,906
第126計算期間	7,461,973	62,520,378	8,131,055,501
第127計算期間	2,599,028	60,706,116	8,072,948,413
第128計算期間	2,170,580	141,627,774	7,933,491,219
第129計算期間	2,155,396	66,136,342	7,869,510,273
第130計算期間	2,489,353	78,529,417	7,793,470,209
第131計算期間	2,246,804	41,200,750	7,754,516,263
第132計算期間	2,707,322	70,021,314	7,687,202,271
第133計算期間	2,729,563	49,172,568	7,640,759,266
第134計算期間	3,532,660	63,802,853	7,580,489,073
第135計算期間	2,117,184	76,825,435	7,505,780,822
第136計算期間	2,153,735	92,167,470	7,415,767,087
第137計算期間	2,119,369	152,092,023	7,265,794,433
第138計算期間	1,976,717	112,585,577	7,155,185,573
第139計算期間	1,962,808	75,469,886	7,081,678,495
第140計算期間	2,119,867	103,336,419	6,980,461,943

第141計算期間	2,463,722	60,030,066	6,922,895,599
第142計算期間	3,071,434	104,731,737	6,821,235,296
第143計算期間	3,008,760	123,399,913	6,700,844,143
第144計算期間	2,008,899	102,871,751	6,599,981,291
第145計算期間	1,945,899	62,971,089	6,538,956,101
第146計算期間	2,948,252	102,166,862	6,439,737,491
第147計算期間	1,865,628	140,633,229	6,300,969,890
第148計算期間	1,743,304	114,462,793	6,188,250,401
第149計算期間	2,295,441	53,176,844	6,137,368,998
第150計算期間	4,565,113	68,389,665	6,073,544,446
第151計算期間	1,794,104	67,935,067	6,007,403,483
第152計算期間	11,190,436	50,999,087	5,967,594,832
第153計算期間	2,895,635	38,583,712	5,931,906,755
第154計算期間	1,776,827	56,845,523	5,876,838,059
第155計算期間	2,902,525	61,364,702	5,818,375,882
第156計算期間	1,882,364	79,317,233	5,740,941,013
第157計算期間	5,133,008	61,988,407	5,684,085,614
第158計算期間	2,274,076	37,120,575	5,649,239,115
第159計算期間	2,147,860	21,288,982	5,630,097,993
第160計算期間	1,733,415	26,457,781	5,605,373,627
第161計算期間	3,057,354	41,237,472	5,567,193,509
第162計算期間	2,066,427	73,646,365	5,495,613,571
第163計算期間	1,923,752	32,868,040	5,464,669,283
第164計算期間	1,726,269	45,420,309	5,420,975,243
第165計算期間	1,677,732	35,953,354	5,386,699,621
第166計算期間	1,834,293	33,138,718	5,355,395,196
第167計算期間	1,752,577	48,683,559	5,308,464,214
第168計算期間	1,896,938	62,026,415	5,248,334,737
第169計算期間	13,421,323	42,364,589	5,219,391,471
第170計算期間	1,286,656	111,084,462	5,109,593,665
第171計算期間	1,277,229	102,616,244	5,008,254,650
第172計算期間	1,213,690	107,056,222	4,902,412,118
第173計算期間	1,287,360	104,960,722	4,798,738,756
第174計算期間	1,107,204	72,989,281	4,726,856,679
第175計算期間	1,052,820	65,356,164	4,662,553,335
第176計算期間	1,264,716	30,770,226	4,633,047,825
第177計算期間	1,234,035	24,366,207	4,609,915,653
第178計算期間	1,199,938	24,978,800	4,586,136,791
第179計算期間	1,009,866	82,272,206	4,504,874,451
第180計算期間	1,069,110	62,311,764	4,443,631,797
第181計算期間	925,573	45,213,272	4,399,344,098
第182計算期間	997,643	35,487,547	4,364,854,194
第183計算期間	924,131	54,577,387	4,311,200,938

第184計算期間	950,923	78,176,114	4,233,975,747
第185計算期間	995,421	53,124,173	4,181,846,995
第186計算期間	824,743	63,388,500	4,119,283,238
第187計算期間	932,907	43,881,412	4,076,334,733
第188計算期間	860,251	78,631,821	3,998,563,163
第189計算期間	837,836	46,394,002	3,953,006,997
第190計算期間	852,800	36,410,916	3,917,448,881
第191計算期間	695,115	52,881,558	3,865,262,438
第192計算期間	833,542	37,200,178	3,828,895,802
第193計算期間	722,123	24,470,042	3,805,147,883
第194計算期間	687,084	22,505,187	3,783,329,780
第195計算期間	723,023	24,205,576	3,759,847,227
第196計算期間	714,035	16,188,095	3,744,373,167
第197計算期間	818,953	55,642,857	3,689,549,263
第198計算期間	832,903	13,006,081	3,677,376,085
第199計算期間	749,437	27,260,464	3,650,865,058
第200計算期間	743,704	20,036,402	3,631,572,360
第201計算期間	682,771	37,022,057	3,595,233,074
第202計算期間	738,494	21,981,784	3,573,989,784
第203計算期間	727,303	15,449,210	3,559,267,877
第204計算期間	799,097	9,194,872	3,550,872,102
第205計算期間	930,929	24,282,576	3,527,520,455
第206計算期間	724,179	15,681,594	3,512,563,040
第207計算期間	700,245	16,063,096	3,497,200,189

(参考)

ジャパン・アクティブ・マザーファンド

投資状況

令和4年11月30日現在

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
株式	日本	3,429,170,430	97.92
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		72,760,492	2.08
純資産総額		3,501,930,922	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

食料品	3.26
繊維製品	1.48
化学	6.83
医薬品	5.09
石油・石炭製品	0.73
鉄鋼	0.96
機械	3.54
電気機器	20.59
輸送用機器	6.14
精密機器	1.22
その他製品	1.24
電気・ガス業	1.45
陸運業	3.05
倉庫・運輸関連業	0.48
情報・通信業	8.47
卸売業	5.61
小売業	4.89
銀行業	4.45
証券、商品先物取引業	0.99
保険業	3.70
その他金融業	1.24
不動産業	1.96
サービス業	4.97
小計	97.92
合計	97.92

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なものの

該当事項はありません。

参考情報

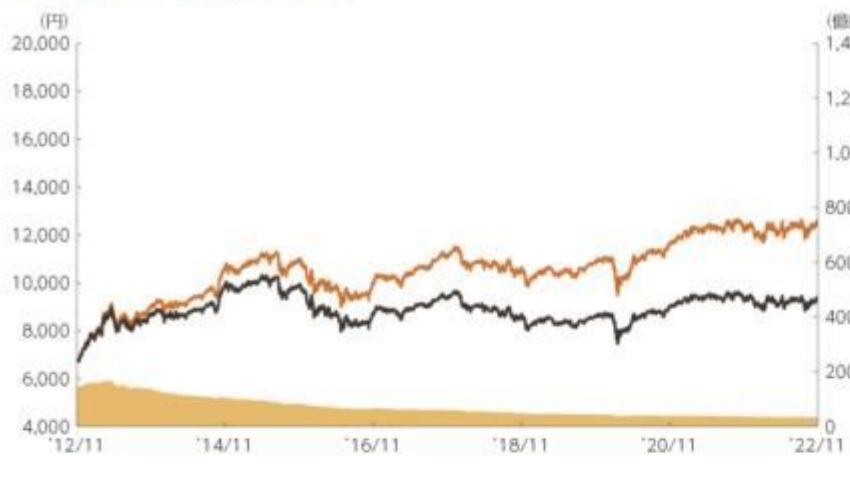


運用実績

2022年11月30日現在

■基準価額・純資産の推移

2012年11月30日～2022年11月30日



- ・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	9,237円
純資産総額	32.1億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

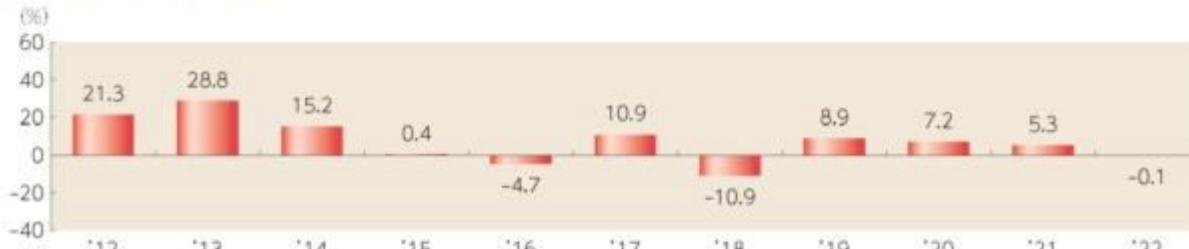
2022年11月	15円
2022年10月	15円
2022年9月	15円
2022年8月	15円
2022年7月	15円
2022年6月	15円
直近1年間累計	180円
設定来累計	5,920円

・分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

資産別構成	比率	組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種類	業種／種別	国・地域	比率
国内株式	31.2%	1 円	32.2%	ソニー・グループ	株式	電気機器	日本	1.6%
外国債券	65.6%	2 アメリカドル	21.8%	第一三共	株式	医薬品	日本	1.1%
		3 オーストラリアドル	20.1%	富士通	株式	電気機器	日本	0.9%
		4 ユーロ	19.6%	日本電信電話	株式	情報・通信業	日本	0.9%
		5 ニュージーランドドル	2.7%	三菱商事	株式	卸売業	日本	0.9%
		6 イギリスポンド	2.4%	3.25 AUST GOVT 290421	債券	国債	オーストラリア	11.5%
コールローン他	3.2%	7 カナダドル	0.6%	5 T-BOND 370515	債券	国債	アメリカ	5.6%
(負債控除後)		8 ポーランドズロチ	0.3%	4.75 AUST GOVT 270421	債券	国債	オーストラリア	5.4%
合計	100.0%	9 スウェーデンクローネ	0.2%	4.75 BUND 340704	債券	国債	ドイツ	5.4%
		10 ノルウェーコロナ	0.1%	5.75 ITALY GOVT 330201	債券	国債	イタリア	3.9%

- ・比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
- ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- ・国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
- ・「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■年間收益率の推移

- ・收益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2022年は年初から11月30日までの收益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6カ月未満であるため、財務諸表は6カ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和4年5月10日から令和4年11月8日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【世界ソブリン債券・日本株ファンド（毎月分配型）】

（1）【貸借対照表】

	(単位：円)	
	前期 [令和4年 5月 9日現在]	当期 [令和4年11月 8日現在]
資産の部		
流動資産		
預金	39,129,541	56,096,533
コール・ローン	12,291,517	54,010,624
国債証券	2,155,013,232	2,119,349,044
親投資信託受益証券	1,053,632,256	1,009,813,550
派生商品評価勘定	-	66,360
未収利息	22,158,871	22,370,789
前払費用	71,313	38,828
その他未収収益	3,126,315	1,541,071
流動資産合計	<u>3,285,423,045</u>	<u>3,263,286,799</u>
資産合計	<u>3,285,423,045</u>	<u>3,263,286,799</u>
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	11,670
未払金	-	27,379,130
未払収益分配金	5,392,849	5,245,800
未払解約金	509,785	1,781,010
未払受託者報酬	156,171	135,152
未払委託者報酬	3,591,920	3,108,432
未払利息	4	114
その他未払費用	13,111	11,344
流動負債合計	<u>9,663,840</u>	<u>37,672,652</u>
負債合計	<u>9,663,840</u>	<u>37,672,652</u>
純資産の部		
元本等		
元本	3,595,233,074	3,497,200,189
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金（）	319,473,869	271,586,042
（分配準備積立金）	21,996,369	33,401,139
元本等合計	<u>3,275,759,205</u>	<u>3,225,614,147</u>
純資産合計	<u>3,275,759,205</u>	<u>3,225,614,147</u>

	前期 [令和 4年 5月 9日現在]	当期 [令和 4年11月 8日現在]
負債純資産合計	3,285,423,045	3,263,286,799

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和 3年11月 9日 至 令和 4年 5月 9日	当期 自 令和 4年 5月10日 至 令和 4年11月 8日
営業収益		
受取利息	36,909,557	38,877,880
有価証券売買等損益	356,547,383	104,209,070
為替差損益	210,346,373	158,405,055
その他収益	1,382,252	1,314,729
営業収益合計	107,909,201	94,388,594
営業費用		
支払利息	36,867	17,259
受託者報酬	932,794	898,319
委託者報酬	21,454,096	20,661,310
その他費用	808,607	839,650
営業費用合計	23,232,364	22,416,538
営業利益又は営業損失()	131,141,565	71,972,056
経常利益又は経常損失()	131,141,565	71,972,056
当期純利益又は当期純損失()	131,141,565	71,972,056
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	128,099	168,595
期首剩余金又は期首次損金()	167,810,525	319,473,869
剩余金増加額又は欠損金減少額	12,935,158	7,947,863
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	12,935,158	7,947,863
剩余金減少額又は欠損金増加額	345,388	368,570
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	345,388	368,570
分配金	32,983,450	31,832,117
期末剩余金又は期末欠損金()	319,473,869	271,586,042

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。 ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年5月8日および11月8日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和4年5月10日から令和4年11月8日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和4年5月9日現在]	当期 [令和4年11月8日現在]
1. 期首元本額	3,759,847,227円	3,595,233,074円
期中追加設定元本額	4,541,803円	4,620,247円
期中一部解約元本額	169,155,956円	102,653,132円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	319,473,869円	271,586,042円
3. 受益権の総数	3,595,233,074口	3,497,200,189口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和3年11月9日 至 令和4年5月9日	当期 自 令和4年5月10日 至 令和4年11月8日																																																												
1. 分配金の計算過程 第196期 令和3年11月9日 令和3年12月8日	1. 分配金の計算過程 第202期 令和4年5月10日 令和4年6月8日																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>2,650,960円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>136,092,976円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>23,705,173円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>162,449,109円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>3,744,373,167口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F*10,000</td> <td>433円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>15円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F*H/10,000</td> <td>5,616,559円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	2,650,960円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	136,092,976円	分配準備積立金額	D	23,705,173円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	162,449,109円	当ファンドの期末残存口数	F	3,744,373,167口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	433円	1万口当たり分配金額	H	15円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,616,559円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>7,339,559円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>129,927,044円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>21,874,464円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>159,141,067円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>3,573,989,784口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F*10,000</td> <td>445円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>15円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F*H/10,000</td> <td>5,360,984円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	7,339,559円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	129,927,044円	分配準備積立金額	D	21,874,464円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	159,141,067円	当ファンドの期末残存口数	F	3,573,989,784口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	445円	1万口当たり分配金額	H	15円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,360,984円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	2,650,960円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円																																																											
収益調整金額	C	136,092,976円																																																											
分配準備積立金額	D	23,705,173円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	162,449,109円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	3,744,373,167口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	433円																																																											
1万口当たり分配金額	H	15円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,616,559円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	7,339,559円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円																																																											
収益調整金額	C	129,927,044円																																																											
分配準備積立金額	D	21,874,464円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	159,141,067円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	3,573,989,784口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	445円																																																											
1万口当たり分配金額	H	15円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,360,984円																																																											
第197期 令和3年12月9日 令和4年1月11日	第203期 令和4年6月9日 令和4年7月8日																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>3,882,369円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	3,882,369円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>4,180,100円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	4,180,100円																																																
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	3,882,369円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	4,180,100円																																																											

前期 自 令和3年11月 9日 至 令和4年 5月 9日			当期 自 令和4年 5月10日 至 令和4年11月 8日																																
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円																														
収益調整金額	C	134,105,364円	収益調整金額	C	129,397,146円																														
分配準備積立金額	D	20,460,786円	分配準備積立金額	D	23,762,493円																														
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	158,448,519円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	157,339,739円																														
当ファンドの期末残存口数	F	3,689,549,263口	当ファンドの期末残存口数	F	3,559,267,877口																														
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	429円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	442円																														
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	15円																														
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,334,323円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,338,901円																														
第198期																																			
令和4年 1月12日																																			
令和4年 2月 8日																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>2,333,197円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>133,667,288円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>18,751,918円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>154,752,403円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>3,677,376,085口</td></tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>420円</td></tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>15円</td></tr> <tr> <td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>5,516,064円</td></tr> </tbody> </table>						項目			費用控除後の配当等収益額	A	2,333,197円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	133,667,288円	分配準備積立金額	D	18,751,918円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	154,752,403円	当ファンドの期末残存口数	F	3,677,376,085口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	420円	1万口当たり分配金額	H	15円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,516,064円
項目																																			
費用控除後の配当等収益額	A	2,333,197円																																	
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円																																	
収益調整金額	C	133,667,288円																																	
分配準備積立金額	D	18,751,918円																																	
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	154,752,403円																																	
当ファンドの期末残存口数	F	3,677,376,085口																																	
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	420円																																	
1万口当たり分配金額	H	15円																																	
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,516,064円																																	
第199期																																			
令和4年 2月 9日																																			
令和4年 3月 8日																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>2,669,754円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>132,706,938円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>15,471,148円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>150,847,840円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>3,650,865,058口</td></tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>413円</td></tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>15円</td></tr> <tr> <td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>5,476,297円</td></tr> </tbody> </table>						項目			費用控除後の配当等収益額	A	2,669,754円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	132,706,938円	分配準備積立金額	D	15,471,148円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	150,847,840円	当ファンドの期末残存口数	F	3,650,865,058口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	413円	1万口当たり分配金額	H	15円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,476,297円
項目																																			
費用控除後の配当等収益額	A	2,669,754円																																	
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円																																	
収益調整金額	C	132,706,938円																																	
分配準備積立金額	D	15,471,148円																																	
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	150,847,840円																																	
当ファンドの期末残存口数	F	3,650,865,058口																																	
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	413円																																	
1万口当たり分配金額	H	15円																																	
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,476,297円																																	
第200期																																			
令和4年 3月 9日																																			
令和4年 4月 8日																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> </table>						項目																													
項目																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> </table>						項目																													
項目																																			
第204期																																			
令和4年 7月 9日																																			
令和4年 8月 8日																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> </table>						項目																													
項目																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> </table>						項目																													
項目																																			
第205期																																			
令和4年 8月 9日																																			
令和4年 9月 8日																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> </table>						項目																													
項目																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> </table>						項目																													
項目																																			
第206期																																			
令和4年 9月 9日																																			
令和4年 10月11日																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> </table>						項目																													
項目																																			

前期 自 令和 3年11月 9日 至 令和 4年 5月 9日			当期 自 令和 4年 5月10日 至 令和 4年11月 8日		
費用控除後の配当等収益額	A	17,178,254円	費用控除後の配当等収益額	A	12,848,142円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	132,010,658円	収益調整金額	C	127,718,307円
分配準備積立金額	D	12,597,609円	分配準備積立金額	D	25,022,058円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	161,786,521円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	165,588,507円
当ファンドの期末残存口数	F	3,631,572,360口	当ファンドの期末残存口数	F	3,512,563,040口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	445円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	471円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金額	I=F*H/10,000	5,447,358円	収益分配金額	I=F*H/10,000	5,268,844円
第201期 令和 4年 4月 9日 令和 4年 5月 9日			第207期 令和 4年10月12日 令和 4年11月 8日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,293,159円	費用控除後の配当等収益額	A	6,191,017円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	130,694,484円	収益調整金額	C	127,166,384円
分配準備積立金額	D	24,096,059円	分配準備積立金額	D	32,455,922円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	158,083,702円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	165,813,323円
当ファンドの期末残存口数	F	3,595,233,074口	当ファンドの期末残存口数	F	3,497,200,189口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	439円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	474円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金額	I=F*H/10,000	5,392,849円	収益分配金額	I=F*H/10,000	5,245,800円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年11月 9日 至 令和 4年 5月 9日	当期 自 令和 4年 5月10日 至 令和 4年11月 8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

区分	前期 自 令和 3年11月 9日 至 令和 4年 5月 9日	当期 自 令和 4年 5月10日 至 令和 4年11月 8日
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用してあります。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。</p>	<p>当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用してあります。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。</p> <p>また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4年 5月 9日現在]	当期 [令和 4年11月 8日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>同左</p> <p>(2) デリバティブ取引</p>

区分	前期 [令和4年5月9日現在]	当期 [令和4年11月8日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としてあります。</p>	<p>デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和4年5月9日現在]	当期 [令和4年11月8日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	81,777,832	9,250,177
親投資信託受益証券	3,322,252	57,455,326
合計	85,100,084	48,205,149

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

前期 [令和4年5月9日現在]

該当事項はありません。

当期 [令和4年11月8日現在]

区分	種類	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超	
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 ユーロ 売建 ポーランドズロチ	17,563,200		
				17,629,560
				66,360
				11,670
合計		19,123,950		54,690

(注) 時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期 [令和4年5月9日現在]	当期 [令和4年11月8日現在]
1口当たり純資産額	0.9111円	0.9223円
(1万口当たり純資産額)	(9,111円)	(9,223円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
円	親投資信託受益証券	ジャパン・アクティブ・マザーファンド	241,408,929	1,009,813,550	
円合計			241,408,929	1,009,813,550	
アメリカ ドル	国債証券	0.375 T-NOTE 270731	320,000.00	265,518.74	
		2 T-BOND 411115	300,000.00	200,355.46	
		5 T-BOND 370515	1,140,000.00	1,215,747.65	
		6 T-BOND 260215	750,000.00	781,025.39	
		6.125 T-BOND 271115	820,000.00	880,827.34	
		6.25 T-BOND 300515	500,000.00	561,093.75	
		6.875 T-BOND 250815	800,000.00	845,062.49	

アメリカドル合計			4,630,000.00	4,749,630.82 (696,058,396)	
カナダドル	国債証券	0.5 CAN GOVT 301201	190,000.00	149,091.86	
カナダドル合計			190,000.00	149,091.86 (16,204,794)	
オーストラリアドル	国債証券	1.75 AUST GOVT 510621	1,450,000.00	854,621.40	
		3.25 AUST GOVT 290421	4,020,000.00	3,920,857.51	
		4.75 AUST GOVT 270421	1,780,000.00	1,871,786.05	
オーストラリアドル合計			7,250,000.00	6,647,264.96 (631,623,116)	
イギリスポンド	国債証券	1.5 GILT 470722	90,000.00	55,667.70	
		4.25 GILT 401207	150,000.00	153,997.50	
		4.75 GILT 381207	100,000.00	108,835.03	
		6 GILT 281207	50,000.00	56,450.79	
イギリスポンド合計			390,000.00	374,951.02 (63,377,970)	
ニュージーランドドル	国債証券	1.5 NZ GOVT 310515	230,000.00	181,187.52	
		2.75 NZ GOVT 370415	120,000.00	95,095.23	
		3 NZ GOVT 290420	720,000.00	659,402.14	
ニュージーランドドル合計			1,070,000.00	935,684.89 (81,488,797)	
スウェーデンクローネ	国債証券	0.125 SWD GOVT 310512	210,000.00	176,223.43	
		0.75 SWD GOVT 291112	100,000.00	90,159.52	
		1 SWD GOVT 261112	30,000.00	28,466.74	
スウェーデンクローネ合計			340,000.00	294,849.69 (3,986,367)	
ノルウェークローネ	国債証券	1.375 NORWE GOVT 300819	130,000.00	111,616.70	
		1.5 NORWE GOVT 260219	150,000.00	140,910.60	
ノルウェークローネ合計			280,000.00	252,527.30 (3,626,292)	
ポーランドズロチ	国債証券	1.25 POLAND 301025	100,000.00	61,550.00	
		2.5 POLAND 260725	240,000.00	197,940.00	
ポーランドズロチ合計			340,000.00	259,490.00 (8,162,491)	
ユーロ	国債証券	0.1 SPAIN GOVT 310430	540,000.00	419,086.44	
		0.25 O.A.T 261125	780,000.00	715,202.28	
		0.5 O.A.T 400525	430,000.00	278,738.90	
		1.95 SPAIN GOVT 260430	800,000.00	783,367.20	
		4.75 BUND 340704	930,000.00	1,156,320.15	
		5.75 ITALY GOVT 330201	750,000.00	832,017.00	
ユーロ合計			4,230,000.00	4,184,731.97 (614,820,821)	

合計		3,129,162,594 (2,119,349,044)
----	--	----------------------------------

(注1)親投資信託受益証券の券面総額は口数です。

(注2)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注3)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
アメリカドル	国債証券 7銘柄	100.00%	22.24%
カナダドル	国債証券 1銘柄	100.00%	0.52%
オーストラリアドル	国債証券 3銘柄	100.00%	20.19%
イギリスポンド	国債証券 4銘柄	100.00%	2.03%
ニュージーランドドル	国債証券 3銘柄	100.00%	2.60%
スウェーデンクローネ	国債証券 3銘柄	100.00%	0.13%
ノルウェークローネ	国債証券 2銘柄	100.00%	0.12%
ポーランドズロチ	国債証券 2銘柄	100.00%	0.26%
ユーロ	国債証券 6銘柄	100.00%	19.65%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

ジャパン・アクティブ・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[令和4年11月8日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	49,179,308
株式	3,357,201,470
未収配当金	35,176,480

[令和4年11月8日現在]

流動資産合計	3,441,557,258
資産合計	3,441,557,258
負債の部	
流動負債	
未払解約金	3,571,825
未払利息	104
流動負債合計	3,571,929
負債合計	3,571,929
純資産の部	
元本等	
元本	821,903,978
剰余金	
剰余金又は欠損金()	2,616,081,351
元本等合計	3,437,985,329
純資産合計	3,437,985,329
負債純資産合計	3,441,557,258

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和4年11月8日現在]
1. 期首	令和4年5月10日
期首元本額	796,936,952円
期中追加設定元本額	100,591,069円
期中一部解約元本額	75,624,043円
元本の内訳	
三菱UFJ ジャパン・アクティブ・プラス	260,494,507円
国内株式セレクション(ラップ向け)	292,224,100円
三菱UFJ アドバンスト・バランス(安定型)	1,526,256円
三菱UFJ アドバンスト・バランス(安定成長型)	11,258,500円
世界ソブリン債券・日本株ファンド(毎月分配型)	241,408,929円
MUAM ジャパン・アクティブ・ニュートラル(適格機関投資家限定)	14,991,686円
合計	821,903,978円
2. 受益権の総数	821,903,978口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 4年 5月10日 至 令和 4年11月 8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づいております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に 係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4年11月 8日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差 額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載してお ります。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額 と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としてあります。
3. 金融商品の時価等に関する事項につ いての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる 前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[令和 4年11月 8日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	66,247,530
合計	66,247,530

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

		[令和4年11月8日現在]
1口当たり純資産額		4,1830円
(1万口当たり純資産額)		(41,830円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位:円)

	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
1605	I N P E X	21,400	1,645.00	35,203,000	
1407	ウエストホールディングス	18,800	4,150.00	78,020,000	
1928	積水ハウス	13,200	2,463.50	32,518,200	
5076	インフロニア・ホールディングス	39,200	1,014.00	39,748,800	
2802	味の素	12,000	4,138.00	49,656,000	
2875	東洋水産	11,100	5,820.00	64,602,000	
3402	東レ	67,000	735.00	49,245,000	
3407	旭化成	33,800	983.90	33,255,820	
4046	大阪ソーダ	4,400	3,715.00	16,346,000	
4063	信越化学工業	4,200	15,960.00	67,032,000	
4186	東京応化工業	5,200	6,570.00	34,164,000	
4205	日本ゼオン	18,700	1,334.00	24,945,800	
4901	富士フィルムホールディングス	8,200	7,000.00	57,400,000	
4985	アース製薬	1,600	5,360.00	8,576,000	

4151	協和キリン	9,500	3,250.00	30,875,000	
4523	エーザイ	2,900	8,601.00	24,942,900	
4568	第一三共	25,600	4,718.00	120,780,800	
5021	コスモエネルギーホールディングス	10,400	3,835.00	39,884,000	
5401	日本製鉄	15,400	2,204.00	33,941,600	
5938	LIXIL	14,800	1,968.00	29,126,400	
6113	アマダ	23,300	1,064.00	24,791,200	
6490	日本ピラー工業	19,700	2,546.00	50,156,200	
7013	IHI	12,100	3,435.00	41,563,500	
4062	イビデン	11,100	5,120.00	56,832,000	
6501	日立製作所	9,900	7,103.00	70,319,700	
6502	東芝	12,200	5,025.00	61,305,000	
6702	富士通	5,000	17,585.00	87,925,000	
6723	ルネサスエレクトロニクス	52,800	1,294.00	68,323,200	
6758	ソニーグループ	14,100	11,200.00	157,920,000	
6857	アドバンテスト	8,800	8,000.00	70,400,000	
6967	新光電気工業	14,400	3,805.00	54,792,000	
6981	村田製作所	5,600	7,293.00	40,840,800	
6995	東海理化電機製作所	27,100	1,571.00	42,574,100	
7012	川崎重工業	9,800	2,674.00	26,205,200	
7202	いすゞ自動車	19,000	1,790.00	34,010,000	
7203	トヨタ自動車	40,300	2,003.00	80,720,900	
7270	SUBARU	10,400	2,514.00	26,145,600	
7731	ニコン	34,400	1,482.00	50,980,800	
7911	凸版印刷	21,800	2,140.00	46,652,000	
9531	東京瓦斯	19,000	2,532.00	48,108,000	
9009	京成電鉄	16,700	3,870.00	64,629,000	
9068	丸全昭和運輸	5,200	3,045.00	15,834,000	
9069	センコーグループホールディングス	16,200	987.00	15,989,400	
9303	住友倉庫	7,800	1,997.00	15,576,600	
2327	日鉄ソリューションズ	13,600	3,500.00	47,600,000	
4812	電通国際情報サービス	7,200	4,735.00	34,092,000	
7860	エイベックス	14,200	1,622.00	23,032,400	
9432	日本電信電話	21,800	4,052.00	88,333,600	
9697	カプコン	13,100	4,335.00	56,788,500	
9984	ソフトバンクグループ	6,800	6,929.00	47,117,200	
8001	伊藤忠商事	16,600	4,190.00	69,554,000	
8058	三菱商事	21,600	4,331.00	93,549,600	
8154	加賀電子	7,600	4,525.00	34,390,000	
2670	エービーシー・マート	9,900	6,910.00	68,409,000	
2685	アダストリア	21,100	2,063.00	43,529,300	
3563	FOOD & LIFE COMPANY	19,200	2,649.00	50,860,800	
8306	三菱UFJフィナンシャル・グループ	91,500	710.80	65,038,200	

8308	Iリそなホールディングス	54,700	572.00	31,288,400	
8316	三井住友フィナンシャルグループ	11,500	4,305.00	49,507,500	
8473	SBIホールディングス	12,200	2,690.00	32,818,000	
8750	第一生命ホールディングス	20,500	2,460.00	50,430,000	
8766	東京海上ホールディングス	27,300	2,772.50	75,689,250	
8591	オリックス	18,900	2,100.00	39,690,000	
3231	野村不動産ホールディングス	14,400	3,380.00	48,672,000	
8919	カチタス	5,000	3,120.00	15,600,000	
4293	セプテーニ・ホールディングス	52,600	417.00	21,934,200	
4661	オリエンタルランド	1,300	19,780.00	25,714,000	
6080	M&Aキャピタルパートナーズ	8,800	4,300.00	37,840,000	
6098	リクルートホールディングス	3,700	4,575.00	16,927,500	
6178	日本郵政	32,500	995.40	32,350,500	
9616	共立メンテナンス	5,400	6,220.00	33,588,000	
合 計		1,287,100		3,357,201,470	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【世界ソブリン債券・日本株ファンド(毎月分配型)】

【純資産額計算書】

令和4年11月30日現在

(単位:円)

資産総額	3,218,444,283
負債総額	2,996,279
純資産総額(-)	3,215,448,004
発行済口数	3,481,018,704口
1口当たり純資産価額(/)	0.9237
(10,000口当たり)	(9,237)

(参考)

ジャパン・アクティブ・マザーファンド

純資産額計算書

令和4年11月30日現在

(単位:円)

資産総額	3,571,694,162
負債総額	69,763,240
純資産総額(-)	3,501,930,922
発行済口数	825,064,773口
1口当たり純資産価額(/)	4.2444
(10,000口当たり)	(42,444)

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<更新後>

(1) 資本金の額等

2022年11月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、
で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2022年11月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	897	22,476,220
追加型公社債投資信託	16	1,413,049
単位型株式投資信託	92	427,643
単位型公社債投資信託	51	123,848
合計	1,056	24,440,760

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3 【委託会社等の経理状況】

<更新後>

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度に係る中間会計期

間(自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人
トーマツにより中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金	2 56,803,388	2 51,593,362
有価証券	2,001	293,326
前払費用	598,135	645,109
未収入金	31,359	61,092
未収委託者報酬	13,216,357	15,750,264
未収収益	2 662,230	2 783,790
金銭の信託	2,300,000	8,401,300
その他	269,506	295,584
流動資産合計	73,882,978	77,823,830
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 548,902	1 391,042
器具備品	1 1,435,369	1 1,079,023
土地	628,433	628,433
有形固定資産合計	2,612,705	2,098,499
無形固定資産		
電話加入権	15,822	15,822
ソフトウェア	3,569,171	4,381,293
ソフトウェア仮勘定	1,895,190	1,581,652
無形固定資産合計	5,480,184	5,978,768
投資その他の資産		
投資有価証券	18,616,670	16,803,642
関係会社株式	320,136	159,536
投資不動産	1 814,684	1 810,684
長期差入保証金	538,497	524,244
前払年金費用	258,835	189,708
繰延税金資産	916,962	982,406
その他	45,230	45,230
貸倒引当金	23,600	23,600
投資その他の資産合計	21,487,417	19,491,852
固定資産合計	29,580,307	27,569,120
資産合計	103,463,286	105,392,950

(単位:千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
--	-----------------------	-----------------------

(負債の部)

流動負債

預り金	533,622	565,222
未払金		
未払収益分配金	158,856	197,334
未払償還金	133,877	7,418
未払手数料	2 5,200,810	2 6,423,139
その他未払金	2 4,412,521	2 4,565,457
未払費用	2 4,755,909	2 4,328,968
未払消費税等	752,617	1,112,923
未払法人税等	873,027	769,692
賞与引当金	933,381	942,287
役員賞与引当金	160,710	149,028
その他	691,143	5,517
流動負債合計	18,606,476	19,066,990

固定負債

長期未払金	21,600	10,800
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
役員退職慰労引当金	117,938	117,938
時効後支払損引当金	245,426	250,214
固定負債合計	1,530,479	1,625,252
負債合計	20,136,956	20,692,243

(純資産の部)

株主資本

資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,951,289	29,000,498
利益剰余金合計	34,291,879	36,341,088
株主資本合計	81,024,723	83,073,932

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,301,606	1,626,775
評価・換算差額等合計	2,301,606	1,626,775
純資産合計	83,326,329	84,700,707

負債純資産合計	103,463,286	105,392,950
---------	-------------	-------------

(2)【損益計算書】

(単位:千円)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	67,963,712	79,977,953
投資顧問料	2,443,980	2,711,169
その他営業収益	21,613	13,459
営業収益合計	70,429,306	82,702,582
営業費用		
支払手数料	2 26,689,896	2 31,644,834
広告宣伝費	668,150	720,785
公告費	250	500
調査費		
調査費	2,077,942	2,430,158
委託調査費	12,035,954	14,557,009
事務委託費	798,528	1,450,062
営業雑経費		
通信費	296,490	138,868
印刷費	378,180	379,428
協会費	51,841	49,590
諸会費	16,613	17,729
事務機器関連費	1,977,769	2,172,978
その他営業雑経費	8,391	649
営業費用合計	45,000,009	53,562,596
一般管理費		
給料		
役員報酬	352,879	414,260
給料・手当	6,461,546	6,496,233
賞与引当金繰入	933,381	942,287
役員賞与引当金繰入	160,710	149,028
福利厚生費	1,272,568	1,282,310
交際費	2,721	4,874
旅費交通費	22,768	21,698
租税公課	402,939	430,233
不動産賃借料	666,331	724,961
退職給付費用	481,135	494,615
役員退職慰労引当金繰入	11,763	-
固定資産減価償却費	1,358,911	2,249,287
諸経費	413,538	379,054
一般管理費合計	12,541,193	13,588,846
営業利益	12,888,103	15,551,139

(単位:千円)

ております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬

は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）を適用する予定であります。

（会計方針の変更）

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することいたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、流動負債のその他は484,886千円減少、繰延税金資産は148,472千円減少、繰越利益剰余金は336,414千円増加しております。

当事業年度の損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ200,739千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することいたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこといたしました。

（未適用の会計基準等）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号）の令和3年6月17日の改正は、令和元年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定期

令和5年3月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現

時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
建物	643,920千円	805,250千円
器具備品	1,545,179千円	2,054,366千円
投資不動産	151,833千円	157,995千円

2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
預金	40,328,414千円	43,782,913千円
未収収益	14,138千円	13,741千円
未払手数料	772,495千円	836,105千円
その他未払金	3,425,136千円	3,887,520千円
未払費用	349,222千円	337,847千円

(損益計算書関係)

1. 固定資産除却損の内訳

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
建物	-	2,599千円
器具備品	536千円	10,495千円
計	536千円	13,094千円

2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
支払手数料	5,128,270千円	5,153,589千円
受取利息	143千円	7,377千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,492,898千円	4,062,765千円

(株主資本等変動計算書関係)

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
1株当たり配当額	44,700円

基準日 令和2年3月31日
効力発生日 令和2年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和4年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	6,075,125千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	28,713円
基準日	令和4年3月31日
効力発生日	令和4年6月29日

（リース取引関係）

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
1年内	709,808千円	709,808千円
1年超	709,808千円	414,054千円
合計	1,419,616千円	1,123,863千円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第36期(令和3年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 有価証券	2,001	2,001	-
(2) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	-
(3) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	-
資産計	20,887,311	20,887,311	-

（注1）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（3）投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式160,600千円 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいますため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（注4）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	-	-	-
金銭の信託	2,300,000	-	-	-
未収委託者報酬	13,216,357	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

第37期(令和4年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 有価証券	293,326	293,326	-
(2) 金銭の信託	8,401,300	8,401,300	-
(3) 投資有価証券	16,772,282	16,772,282	-
資産計	25,466,909	25,466,909	-

（注1）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等

非上場株式（当事業年度の貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がないため、「（3）投資有価証券」には含めておりません。

また、関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載していません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいますため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（注4）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,593,362	-	-	-
金銭の信託	8,401,300	-	-	-
未収委託者報酬	15,750,264	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	-
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される

当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、財務諸表等規則附則（令和3年9月24日内閣府令第9号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326千円、投資有価証券16,772,282千円）は、次表には含めておりません。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	8,401,300	-	8,401,300
資産計	-	8,401,300	-	8,401,300

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度の子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

また、当事業年度の関連会社株式（貸借対照表計上額は関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上	株式	-	-	-

繰延税金負債

前払年金費用	79,225	58,088
連結納税適用による時価評価	1,203	1,149
その他有価証券評価差額金	1,015,785	717,957
その他	101	101
繰延税金負債 合計	1,096,346	777,296
繰延税金資産の純額	916,962	982,406

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第36期（令和3年3月31日現在）及び第37期（令和4年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（収益認識関係）

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係 並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) 投資助言料 (注3)	5,128,270 千円 523,327 千円	未払手数料 未払費用	772,495 千円 290,120 千円

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	4,062,765 千円	その他未払金	3,887,520 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) 投資助言料 (注3)	5,153,589 千円 499,388 千円	未払手数料 未払費用	836,105 千円 272,264 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
- 2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
- 3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
- 4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
----	--------	-----	-----	-------	----------------	-----------	-------	----------	----	----------

同一の親会社を持つ会社	株三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	3,729,785千円	未払手数料	764,501千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	5,655,482千円	未払手数料	1,193,245千円

第37期(自令和3年4月1日至令和4年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	株三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,097,951千円	未払手数料	838,058千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	7,025,984千円	未払手数料	1,319,958千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

三菱UFJ信託銀行株式会社(非上場)

(1株当たり情報)

	第36期 (自令和2年4月1日至令和3年3月31日)	第37期 (自令和3年4月1日至令和4年3月31日)
--	-------------------------------	-------------------------------

1株当たり純資産額	393,827.09円	400,322.84円
1株当たり当期純利益金額	49,916.36円	57,424.97円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号令和2年3月31日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は2,248.25円増加し、1株当たり純利益金額は658.24円減少しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	10,561,354	12,150,032
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	10,561,354	12,150,032
普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581	211,581

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

第38期中間会計期間

(令和4年9月30日現在)

(資産の部)

流動資産

現金及び預金	48,375,193
有価証券	270,676
前払費用	804,517
未収入金	78,340
未収委託者報酬	16,141,814
未収収益	751,362
金銭の信託	10,401,500
その他	264,566
流動資産合計	77,087,971

固定資産

有形固定資産

建物	1	285,704
器具備品	1	898,241
土地		628,433
建設仮勘定		39,450
有形固定資産合計		1,851,829

無形固定資産

電話加入権	15,822
ソフトウェア	4,470,447
ソフトウェア仮勘定	1,585,322
無形固定資産合計	6,071,592

投資その他の資産

投資有価証券	14,693,980
関係会社株式	159,536
投資不動産	809,716
長期差入保証金	1,204,923
前払年金費用	154,270
繰延税金資産	1,369,880

その他	45,230
貸倒引当金	23,600
投資その他の資産合計	18,413,938
固定資産合計	26,337,361
資産合計	103,425,332

(単位：千円)

第38期中間会計期間

(令和4年9月30日現在)

(負債の部)

流動負債	
預り金	1,783,230
未払金	
未払収益分配金	112,635
未払償還金	7,418
未払手数料	6,226,860
その他未払金	575,030
未払費用	5,329,791
未払消費税等	2
未払法人税等	592,374
賞与引当金	2,634,965
役員賞与引当金	954,015
その他	86,040
流動負債合計	5,517
	18,307,880

固定負債

退職給付引当金	1,299,571
役員退職慰労引当金	75,667
時効後支払損引当金	261,505
固定負債合計	1,636,744
負債合計	19,944,625

(純資産の部)

株主資本	
資本金	2,000,131
資本剰余金	
資本準備金	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712
利益剰余金	
利益準備金	342,589
その他利益剰余金	
別途積立金	6,998,000
繰越利益剰余金	28,593,826
利益剰余金合計	35,934,416
株主資本合計	82,667,260

(単位：千円)

第38期中間会計期間

(令和4年9月30日現在)

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	813,447
評価・換算差額等合計	813,447
純資産合計	83,480,707
負債純資産合計	103,425,332

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第38期中間会計期間

(自 令和4年4月1日
至 令和4年9月30日)

営業収益	
委託者報酬	40,789,208
投資顧問料	1,442,097
その他営業収益	5,655
営業収益合計	42,236,961
営業費用	
支払手数料	15,949,349
広告宣伝費	237,620
公告費	250
調査費	
調査費	1,359,939
委託調査費	7,988,301
事務委託費	709,248
営業雑経費	
通信費	64,639
印刷費	194,724
協会費	27,550
諸会費	9,245
事務機器関連費	1,088,738
営業費用合計	27,629,607
一般管理費	
給料	
役員報酬	204,466
給料・手当	2,770,641
賞与引当金繰入	954,015
役員賞与引当金繰入	86,040
福利厚生費	637,045
交際費	4,351
旅費交通費	22,970
租税公課	219,318
不動産賃借料	362,988
退職給付費用	193,777
固定資産減価償却費	1,198,877
諸経費	182,304
一般管理費合計	6,836,796
営業利益	7,770,556

(単位：千円)

第38期中間会計期間

(自 令和4年4月1日
至 令和4年9月30日)

営業外収益	
受取配当金	31,240
受取利息	5,115
投資有価証券償還益	780
収益分配金等時効完成分	93,217
受取賃貸料	32,904
その他	32,041
営業外収益合計	195,299
営業外費用	

時効後支払損引当金繰入		39,158
事務過誤費		1,807
賃貸関連費用	1	6,770
その他		11,805
営業外費用合計		59,541
経常利益		7,906,314
特別利益		
投資有価証券売却益		364,481
特別利益合計		364,481
特別損失		
投資有価証券売却損		338
投資有価証券評価損		104,554
固定資産除却損		3,528
特別損失合計		108,421
税引前中間純利益		8,162,374
法人税、住民税及び事業税		2,522,443
法人税等調整額		28,522
法人税等合計		2,493,921
中間純利益		5,668,453

(3) 中間株主資本等変動計算書

第38期中間会計期間(自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本								株主資本合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932	
当中間期変動額										
剩余金の配当							6,075,125	6,075,125	6,075,125	
中間純利益							5,668,453	5,668,453	5,668,453	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)										
当中間期変動額合計							406,671	406,671	406,671	
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	28,593,826	35,934,416	82,667,260	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707
当中間期変動額			
剩余金の配当			6,075,125
中間純利益			5,668,453
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	813,328	813,328	813,328
当中間期変動額合計	813,328	813,328	1,220,000
当中間期末残高	813,447	813,447	83,480,707

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額

に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

当中間会計期間からグループ通算制度を適用しております。

[会計方針の変更]

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することいたしました。なお、時価算定会計基準適用指針の適用による、中間財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

当社は、当中間会計期間から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

第38期中間会計期間 (令和4年9月30日現在)	
建物	903,274千円
器具備品	2,258,329千円
投資不動産	161,052千円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

第38期中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	
有形固定資産	321,137千円
無形固定資産	877,740千円
投資不動産	3,057千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第38期中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

令和4年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	6,075,125千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	28,713円
基準日	令和4年3月31日
効力発生日	令和4年6月29日

(リース取引関係)

第38期中間会計期間(令和4年9月30日現在)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	880,111千円
1年超	1,932,485千円
合 計	2,812,596千円

(金融商品関係)

第38期中間会計期間(令和4年9月30日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれてありません((注2)参照)。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 有価証券	270,676	270,676	-
(2) 金銭の信託	10,401,500	10,401,500	-
(3) 投資有価証券	14,662,620	14,662,620	-
資産計	25,334,797	25,334,797	

(注1)「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

非上場株式(中間貸借対照表計上額31,360千円)は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	270,676	-	270,676
金銭の信託	-	10,401,500	-	10,401,500
投資有価証券	1,743,912	12,918,707	-	14,662,620
資産計	1,743,912	23,590,884	-	25,334,797

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF(上場投資信託)は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF(上場投資信託)以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第38期中間会計期間(令和4年9月30日現在)

1. 子会社及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
中間貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	17,920,574	16,110,224	1,810,349
中間貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの	小計	17,920,574	16,110,224	1,810,349
	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
その他	その他	7,414,223	8,052,120	637,897
	小計	7,414,223	8,052,120	637,897
合計		25,334,797	24,162,345	1,172,451

(注)「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」(中間貸借対照表計上額10,401,500千円、取得価額10,400,000千円)を含めております。

非上場株式(中間貸借対照表計上額31,360千円)については、市場価格がないため、含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、有価証券について104,554千円(その他有価証券のその他104,554千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

ます。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第38期中間会計期間(自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第38期中間会計期間(自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(1) 株当たり情報

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第38期中間会計期間 (令和4年9月30日現在)	
1株当たり純資産額	394,556.72円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	83,480,707
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	83,480,707
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株)	211,581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第38期中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	
1株当たり中間純利益金額	26,790.93円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	5,668,453
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	5,668,453
普通株式の期中平均株式数(株)	211,581

(注1)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

(1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社
 (再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
 資本金の額：324,279百万円（2022年3月末現在）
 事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額 (2022年3月末現在)	事業の内容
PayPay銀行株式会社	37,250 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社秋田銀行	14,100 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社池田泉州銀行	61,385 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社広島銀行	54,573 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社宮崎銀行	14,697 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社沖縄銀行	22,725 百万円	銀行業務を営んでいます。
a u カブコム証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
池田泉州TT証券株式会社	1,250 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
四国アライアンス証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323 百万円 (2022年9月30日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	17,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

3【資本関係】

<訂正前>

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2022年5月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

<訂正後>

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2022年11月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【その他】

<訂正前>

(1)目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、また使用開始日、ファンドの形態、申込みに係る事項、ファンド専用サイトのアドレスなどを記載することがあります。

(2)投資信託説明書(交付目論見書)に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要内容を記載することができます。

- ・ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホーム

ページで閲覧、ダウンロードできます。

- ・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
- ・ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ・ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。（請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願ひいたします。）
- ・有価証券届出書の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにて確認いただけます。効力が発生するまでに、本書の記載内容が訂正される場合があります。

(3) 投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。

(4) 目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることあります。

(5) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。

(6) 目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。

(7) 目論見書に委託会社のホームページアドレス等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することができます。

<訂正後>

(1) 目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、また使用開始日、ファンドの形態、申込みに係る事項、ファンド専用サイトのアドレス、ファンドの管理番号などを記載することができます。

(2) 投資信託説明書（交付目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要内容を記載することができます。

- ・ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- ・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
- ・ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ・ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。（請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願ひいたします。）
- ・有価証券届出書の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにて確認いただけます。効力が発生するまでに、本書の記載内容が訂正される場合があります。

(3) 投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。

(4) 目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることあります。

(5) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することができます。

(6) 目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。

- (7) 目論見書に委託会社のホームページアドレス等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

令和5年1月11日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界ソブリン債券・日本株ファンド（毎月分配型）の令和4年5月10日から令和4年11月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界ソブリン債券・日本株ファンド（毎月分配型）の令和4年11月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

令和4年6月10日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 青木 裕晃

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 伊藤 鉄也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和4年12月2日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 青木 裕晃

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 伊藤 鉄也

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第38期事業年度の中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関する有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。